

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 富士福祉会 南部保育園
所 在 地	佐賀市富士町大字内野322番地1
電 話 番 号	0952-63-0310
代 表 者 氏 名	理事長 西 國俊

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園		
施 設 の 名 称	南部保育園		
施設の所在地	佐賀市富士町大字内野322番地1		
連 絡 先	0952-63-0310		
管 理 者	園長 藤田 ふく子		
利 用 定 員	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
	10人	30人	20人
開 設 年 月 日	昭和 38 年 4 月 1 日		

3 施設の目的及び運営・保育の方針

【目的】

保育所型認定こども園南部保育園(以下「当園」という。)は、認定こども園として、特定保育・教育施設の適切な運営を確保するために、乳幼児及び当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という)に対し、適正な特定保育・教育を提供することを目的とする。

【運営の方針】

- 1、一人一人の子どもの発達に応じて、どの子ども伸び伸びと成長できる保育・教育を目指す。
- 2、すべての園児を平等に保育、教育し、保護者と力を合わせ、保護者が安心して預けられる園となるよう務める。
- 3、当園は、子どもの属する家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に務める。
- 4、当園は、児童福祉法、子ども子育て・支援法、最低基準条例、運営基準条例その他関係法令を遵守し運営を行う。

【教育・保育目標】

- * 生き生きとして明るく元気な子ども
- * 自分で考え行動する子ども
- * 思いやりや感謝の気持ちを持つ子ども
- * いろんなことに興味を持ち集中して遊べる子ども

4 施設・設備等概要

敷 地	敷地全体	4, 573, 55㎡
園 舎	構 造	鉄筋造平屋建
	延 べ 面 積	731, 23㎡
	開設年月	昭和38年4月
	建築年月	令和2年4月

設 備	部屋数	備 考
乳児・ほふく室	2	ちゅうりっぷ1組(0 歳児クラス)
		ちゅうりっぷ2組(1 歳児クラス)
保育室	4	たんぽぽ組(2 歳児クラス) さくら組(3歳児クラス) すみれ組(4歳児クラス) きく組(5歳児クラス)
遊戯室・ランチルーム (ホール)	1	
調理室	1	

5 職員の配置状況

職 種	職員数	常 勤	非常勤	備 考
園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	9	8	1	園児の人数により 変更有
看護師				
栄養士	1	1		
調理員	1	1		
支援員	1		1	
園医	1		1(嘱託)	内藤医院北山診療所
園歯科医	1		1(嘱託)	富士歯科医院

6 教育・保育の提供日

1号認定・新2号認定子ども	2号認定・3号認定子ども
ア 学期 ・1学期 4月 1日～ 8月31日 ・2学期 9月 1日～ 12月31日 ・3学期 1月 1日～ 3月31日	・保護者の就労等がある場合。 ・月曜日から土曜日とします。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。
イ 休園日 ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・夏季休業 8月13日～8月15日 ・年末年始 12月29日～1月3日 ・春季休業 3月30日～4月2日 （※利用する場合は有料）	
（臨時休園） 児童が多数感染症に罹患するか、その恐れがある場合、又は、災害その他の事由により保育上重大な影響があるときは、臨時休園又は登園自粛の要請を行なう場合があります。	

7 教育・保育の提供時間

（1）教育標準時間（1号認定・新2号認定）

【平日】

7:15	8:30	9:00	13:00	16:30	18:45
預かり保育 100円/30分	無 料	教育時間 無 償		無 料	預かり保育 100円/30分

（2）保育標準時間（2号認定・3号認定）

【平日】

- ア 保育時間** 7時15分から18時45分
イ 延長保育 18時15分から18時45分

（3）保育短時間（2号認定・3号認定）

【平日】

- ア 保育時間** 8時30分から16時30分
イ 延長保育 7時15分から 8時30分（100円/30分）
16時30分から18時45分（100円/30分）

【土曜日】【休園日】

	1号認定・新2号認定	2号認定・3号認定
土曜日	休園(利用する場合は有料)	利用可能 保護者の就労等がある場合
日曜・祝日	休 園	休 園
夏季休業 (8/13～8/15)	休園(利用する場合は有料)	利用可能 保護者の就労等がある場合
年末年始 (12/29～1/3)	休 園	休 園
春季休業 (3/30～4/2)	休 園	利用可能

教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担

項 目		金 額
8時30分 ～ 12時30分	土曜日(給食含む)	1,700円／1回
8時30分 ～ 16時30分	土曜日	2,700円／1回
16時30分 ～ 18時45まで	土曜日	100円／30分

(4) 在園児以外の一時預かり 8時30分から16時30分
一時預かり保育に係る利用者負担

項 目		金 額
8時30分 ～ 12時30分まで	平日(給食含む)	1,700円／1回
8時30分 ～ 16時30分まで	平日	2,700円／1回

8 利用料金

(1) 保育料の徴収は、園で行います

- ・保育料は保護者の市町村民税と保育の必要量に応じて今まで通り市町村が決定します
- ・1号認定・新2号認定。2号認定の園児は保育料が無償です。(給食費の支払いは、必要ですが所得割課税により免除あり)
- ・3号認定(3歳未満児)にかかる保育料は、園に収めていただくことになります。(保育料の中に、給食費が含まれています。)

口座振替について

- * 佐賀県農業協同組合の口座(給食費・保育料)を利用して納めていただくことになりますので、JAの口座を開設されていない世帯は、新規手続きをしていただくことになります。

(2)教育・保育の提供に要するその他利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表1の費用を負担していただきます。

別表1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項 目	対 象	内 容 等	金 額
給食費	1号・新2号 認定	副食費として	月額 4,300 円
給食費	2号認定	副食費として	月額 5,100 円
絵本代	1歳以上児	月齢に沿った絵本	実費
教材費等	1歳以上児	園児が使用する道具代(粘土、はさみ、自由画帳、クレヨン等)	実費
通園リュック	3歳以上児	通園、園外活動で使用	実費
体操服等(式服)	3歳以上児	半袖・長袖・遊び着等一式	実費
諸費徴収	全園児	日本スポーツ振興センター保護者負担金・県保協保護者協力金 赤い羽根募金・災害募金 等	月により加算徴収

9 入園・退園・転園・卒園に関する事項

(1)入園

ア 当園は、市町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた1号子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1)利用定員に空きがない場合

(2)利用定員を上回る利用の申込があった場合

(3)当該入園志望者に特別な事情があると認められ本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

イ 1号子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1)兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

(2)2号認定から切り替えの場合は、前号の次に優先して入園させる。

(3)その他については、その都度協議する。

2号子ども及び3号子どもについては、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

(2)退園

ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の1ヵ月前までに退園届を提出してください。退園日は原則として月末日となります。

イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができます。

(1)子ども・子育て支援法施行規則に該当せず、市町村が利用を取り消したとき

(2)教育・保育給付認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。

(3)市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4)その他、当園の利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

* 前項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者が正当な理由なく、利用料その他の費用を2ヵ月滞納し、督促に対して誠意がないと当園が判断したときは、当該子どもを退園とすることがあります。

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1ヵ月前までに転園届を提出してください。

(4) 卒園

当園は、児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

10 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	内藤医院北山診療所
内科園医名	内藤 博文
所在地	佐賀市富士町大字大野1060-23
電話番号	0952-57-2226

(2) 歯科

医療機関の名称	富士歯科医院
医院長名	前田 和哉
所在地	佐賀市富士町大字内野127-1
電話番号	0952-63-0567

11 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口		
・解決責任者	園長 藤田 ふく子	
・受付担当者	主幹保育教諭	
	(担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください)	
・相談時間	当園開園日、開園時間内	
・電話番号	0952－63－0310	
第三者委員		
氏 名	野中 明文	原田 美幸

12 緊急時等における対応

当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じるものとします。教育・保育の提供により事故が発生した場合は、佐賀市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。(登園では、東京海上日動火災保険に加入しています。)

13 非常災害対策

当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

14 虐待の防止のための措置

当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じる。

- (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2)職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4)その他虐待防止のために必要な措置

前項第(2)における虐待等の行為とは、市運営基準条例第25条に規定する行為をいう。

当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者(保護者等子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の規定に従い、佐賀市、児童相談所等適切な機関に通告する。

15 その他の留意事項

*当園の敷地内はすべて禁煙です。

*送迎は基本的に保護者が行います。保護者以外の方が送迎の場合は、必ず送迎を行う方のお名前・保護者との関係性を連絡ください。

*園児は、保育室入り口で担任に直接引渡しをして下さるよう、お願いします。

*出欠届けや連絡について

- ・お子さまの安否確認の為、欠席や遅くなる時は10時までに欠席の連絡をして下さい。
- ・月初めにクラスだより、給食だより、時々お知らせ等のお手紙を配布します。通信に目を通して下さい。各部屋前の掲示物にも目を通してください。
- ・送迎時に担任がいなくても、連絡等があれば他の職員に伝えてください。

*病気について

- ・病気で欠席の場合は、病名・症状を電話で連絡して下さい。
- ・朝、または前夜に、発熱、下痢、腹痛等の症状のある時は、24時間様子を見てお休みの協力をお願い致します。
- ・薬持参の時は、粉薬・水薬とも1回分に名前を記入し担任又は職員に伝えて下さい。(別紙、薬服用に関する誓約書要記入)
- ・伝染病は、感染率が高いので、早期治療を受けていただき登園する時は医師の診断により医師の意見書(園にあります)を提出し登園されて下さい。
- ・園で発熱、下痢、腹痛の際は電話連絡を致します。(37.5度を連絡の目安としています。)
- ・日本スポーツ振興センターに加入していただき、不時の災害に備えております。(別紙、共済掛金同意書要記入)

*所持品について

- ・集団ですので、落し物や間違いが生じた時は区別がつくように、お忙しいと思いますが、持ち物全部に名前を記入してください。

*給食について

- ・3歳未満児 午前、午後2回のおやつを含む完全給食で持参の必要はありません。
- ・3歳以上児 午後1回のおやつを含む副食だけの給食です。月曜日～金曜日は御飯を持たせて下さい。土曜日は主食の御飯はいりません。お箸は毎日忘れずに持たせて下さい。